

金融円滑化管理方針

愛知みなみ農業協同組合（以下「当組合」という。）は、農業専門金融機関・地域金融機関として、「健全な事業を営む農業者を始めとする地域の利用者に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割の一つ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組むこととする。

- 1 当組合は、利用者からの新規貸出や貸出条件の変更等の申込みがあった場合には、利用者の特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努める。
- 2 当組合は、事業を営む利用者からの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、利用者の経営改善に向けた取組みを支援できるよう努める。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努める。
- 3 当組合は、利用者から新規貸出や貸出条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、説明および情報提供を適切かつ十分に行うよう努める。
また、申込みを謝絶する場合には、その理由をできる限り具体的かつ丁寧に説明することに努める。
- 4 当組合は、利用者からの新規貸出や貸出条件の変更等の相談・申込みに対する問合せ、相談、要望および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、利用者の理解と信頼が得られるよう努める。

その際、金融仲介機能の発揮のために必要であると判断した事項については適切な対応に努める。

5 当組合は、農業者を始めとする中小企業者からの新規貸出や貸出条件の変更等の申込みがあった場合および住宅資金の借入者からの貸出条件の変更等の申込みについては、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、愛知県農業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努める。この場合、これらの関係機関から照会を受けたときは、守秘義務に留意しつつ、利用者の同意を得たうえで情報を交換するなど連携に努める。

6 当組合は、利用者からの貸出条件の変更等の申込みに対して、円滑な措置を取ることができるよう必要な体制を整備する。

具体的には、理事会において当組合全体の金融円滑化管理にかかわる方針、規程等の制定と対応措置の実施状況の管理等に努める。

また、信用担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」として配置し、役職員に対する方針、規程等の周知徹底に努める。

さらに、貸出業務の取引実施部署に金融円滑化管理を担当する「金融円滑化管理担当者」を配置し、当該部署における金融円滑化管理にかかわる方針、規程等の周知徹底に努める。

7 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。

付 則

この方針の改正は、平成25年5月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。